



73
6469



73
6469

73
6469

昭和六年九月八日寄
高田早苗氏贈

百官職掌便覧

官は... 府... 所... 長官... 判官... 註典... 四段... 置... 四分の官... 長官... 奉行... 其後所の事を差圖... 判官... 其後所の事を... 書記... 事多き後所の四分... 官... 大後所... 察... 司等の小後所を支配... 被... 管... 又事小臨んて其支配の上... 後所の替... 被接乃官... 又八省の... 支配... 下を見合...

... 府... 所... 長官... 判官... 註典... 四段... 置... 四分の官... 長官... 奉行... 其後所の事を差圖... 判官... 其後所の事を... 書記... 事多き後所の四分... 官... 大後所... 察... 司等の小後所を支配... 被... 管... 又事小臨んて其支配の上... 後所の替... 被接乃官... 又八省の... 支配... 下を見合...

神祇官

伯大 大副權 少副權
祐史 史少

神祇の事す、此官の掌る所なり神祇ハ人主の重む給ふ故、此官とて諸官れ上置る、長官と神祇伯といふ昔ハ諸氏の人混して任せらる中むうよりこのこと

花山院の御子清仁親王乃後胤相續して他家人任せ、今の白川家これなり次官と大副少副、大副ハ大中臣齋部ト部此三姓の人任す、例、藤波、吉田、西家連綿して任せらる齋部氏ハ今絶る、少副已下も三姓の人任す、藤波家連綿して補せらる伊勢、神宮乃祭主あり、攝政こきハ職名、官ハあり

天子に、萬機のまはる、と攝行す、幼主或女帝少、昔人臣これ補す、清和天皇幼主の御時外祖忠仁公攝政、給ふこれ人臣攝政のめなり

關白 此も職名あり、漢の霍光

の故事あり、陽成院乃御時昭宣公此職を補せ、連綿して補せ、家と攝家、稱す又内覽の宣旨を蒙る、天子は奏聞す、後奏す、凡攝關ハ大臣これと兼、大臣と辞してこの職を居す、事、常、攝關乃人ハ太政官の諸公事ハ、

天子補佐執柄の重職なりこれを
一人イナカと一イナカ所イナカともいふ左大臣と一イナカ上
とつゝ太政官乃一のつゝとつゝ事
を一上とつゝ
左大臣執柄とれハ其次の大臣

太政官

太政大臣 左大臣 右大臣

内大臣各一 大納言十

中納言十 参議八 少納言三

外記大三人 左大弁三人 同中弁三人 辨左大弁三人 同中弁三人 同少弁三人 權弁一人

史左大史各三人 左右少史各三人 史生左右二十人

官掌左右四人

朝廷及天下諸國の事ハ省已下を
くの役所ニありあり聞とらへとも
とれ太政官統領して決斷す
太政大臣左右大臣内大臣これと太政官の長官とす大中
納言参議官は少納言辨官は外記史是太政官四分乃大畧なり太政大臣ハ則關の官とて常ニ任せ

はともとも天子御元服のときハ
加冠のときも必これと任せらるる
左右大臣と内大臣とありせて三公
と稱すされも太政大臣はるの時
内大臣と任せらる事其謂まはれと
いへりまはれ准大臣ハ儀同三司と稱ひ
まはれ大臣ハ昇るべき人の故ありて
昇らぬを大臣ハ准して朝参す
つきせよ一ロ宣ある事とれん
後世とれとれ一も然られさる
参議已上ハ政事を判斷して
すく聞き事たり一少納言
已下ハをのく掌る所あり其大畧
左の如し

少納言 太政官ハ八省諸國を統領
して政事甚多一故二三の役所
を置く夫々の訟と聞して参議
已上は通達すられと三局堂の

左右乃辨官少納言等如外記
ハ少納言局の書記モリカキも其上首局
を以て少納言是と局務少納言
才少納言ハ鈴印スズイシ此事と兼掌
る鈴ハ驛路乃鈴とて諸國（勅使
或ハ官兵とほつりす時ハ用るも此
なり印ハ天皇御璽及太政官印等
形ハ御璽ハ詔書勅書位記等ハ用也
太政官印ハ官符ハ用らる王鈴の人
これをあつり居る事ありしき
ハ少納言ハを押しあり御請印
坐ハ故ハ諸國下知の官符傳馬
配賦等此事も少納言の知る所
外記 上ハつり居る太政官少納言
局の右筆ありて天下ハ文書とハき
先例を考へ萬の公事を奉行す
古今の文書この局ハ収む仕官ハ宣
旨等大外記乃ハつり居る清中の

両家こまふ仕す

辨 左大辨ハ中務式部治部民部の
四省右大辨ハ兵部刑部大藏宮内乃
四省と分る支配ハ東西諸國の事
も分ち統ふ故ハ諸國（下知の官符
ハ左大辨下ハあつり居る書あり
史 左大史左右辨官ハ局と掌るこ
まこと官務ハハ局務をハあつり居る
両局といふこれ辨官の右筆ハ
て文書勅例を以てさしむる事
外記ハ同一官務ハ小槻氏連綿
る仕すハは両局の人地下官人ハ
と支配ハ

史生 外記史の下物書なり判授
の職も勅許を經すハ大臣已
下ハ判断も補す
官掌 これも大辨已下の判授あり
太政官乃使部も賤役駈使の

者ありあり官掌これと支配
一官の雜事を掌る史生官掌
ハ諸官よりありハ省よりハ省
掌よりハ諸寮よりハ寮掌より
史生官掌の外ハ使部直丁など
いハ賤役乃者諸役所よりあり
委くハちりり

中務省

卿 大輔 權 少輔 權

丞 大 屬 大 八省の四分
少 巳下同

侍從 心 内舍人 卒 内記 大 大

監物 大 主鈴 大 典鑰 大

こまハ省の第一より禁中此事こ
の省乃統領する所なり人君禮
義を贊導するなり故に長官を
親王任給し詔勅宣命位記等の
事をも掌る尤重職なり弘仁
中に藏入所を置れりよりこの省
の掌る所多く藏入所より

侍從 拾遺補闕 天子の親
近して規諫する官なり
内舍人 宿衛雜使の事と掌る
武勇の人と任りて坂東北國々々
小遣し攝關の人ハ隨身給ふ
昔ハ無位より殿上せり後世
武士の職なり
内記 詔勅宣命等を草し
上下諸人の位記等委く奉行
すより儒門の文筆不堪
人あり任り
監物 鈴印の櫃及諸門諸庫ハ
管鑰の櫃をあつり奉行
事あれを主鈴典鑰に差圖
てこまを出き

主鈴 御璽官印驛鈴等あつ
り出納する事と掌る
典鑰 諸門諸庫の管鑰とつ

うり出納の事を掌る

太皇太后宮職 祖母 皇太后宮職 帝三

皇后宮職 帝王 妻

已上と三宮とらふ

中宮職 帝王 妻

大夫 権亮 権進 大夫

屬 大夫 四宮と形同

こまき宮に御附人ありて其の
宮中の事を掌る長官は大中納言
の兼官あり中宮といふもその
三宮は惣号なり

桓武天皇の御時 御父光仁帝

は皇后井上内親王に廢せらるる

後御生母新皇姫 贈五位 繼の女と尊号

中宮と稱して職を置れ

より四宮は号を置ず

なるこの時 光仁帝太上天皇

より渡らせ給へ 光仁帝の后

前後二人あり

一條院の御時に至りて皇后宮定子

關白道隆女 中宮彰子攝政道長女と並

立らる 此外は並立らるる事ハな

りれと或ハ皇后宮と稱し或

ハ中宮と稱し或ハ后の品級を

依りて稱し或ハ其の位を依りて

大舍人寮

額 勳 権亮 大夫

屬 大夫 已下諸寮の四分

少 自警皆同 但 左右高内藏 左三

も左右の大舍人八百人あり

て宮中駈使宿直等の事を掌

す此寮の四分は其の人数を支

配し各番此事を掌るは御

行幸の少き鳳輦は御綱の事

と奉仕す故にこの助を御綱の

助とらふ 圖書寮 經籍圖書國史

と修撰、宮中作佛の事、紙筆墨の所なり、寫書手二十人あり、書史と校寫、又造紙造墨造筆裝潢などの工人あり、此寮、製造せしむる、**内藏寮**、権頭あり天子に御服御神事の時乃御膳諸社幣物の帛綿綾等此寮より奉る金銀珠玉寶器の類、此寮に納む、**縫殿寮**、衣服裁縫の事を掌る、臣下へ賜る衣服綿帛等此寮より出、**陰陽寮**、天文曆數の事を掌る、四分の外陰陽博士陰陽師曆博士天文博士漏刻博士等あり、其道は堪たる者の任する所也、**内匠寮**、物を造る事を掌る、其職掌木工寮修理職あり、ほりて實好しといふ

式部省、文官のほりて、國家に典章、文學、ふかき、ある事、文官の名帳、選叙位記等の事を掌る、於儒者は官なり、長官は親王任し、給ふ式部兵部の丞と二省の丞より、式部丞は文官の考課兵部丞は武官の考課と勘問する事、掌るゆへ甚勢あり、考課を勘問するは、人一年中の功過を校するなり、**大學寮**、學問所なり、文學志ある者、諸國より來りて、此寮より學ぶ簡試し、學生の文才を試る事、頭巳下儒士の重職なり、四道の儒士出身の所なり、四道といふは、**紀傳**、南家菅家等、史書と相傳す、**明經**、中家清家等、史書と相傳す、**算道**、律令格式と、算術と傳す、諸國の調賦の事と、善小槻西氏の任なり、をいふは、四分は外、文章

博士二人 博士二人 助教二人 直講二人
音博士二人 書博士二人 明法博士二人
算博士二人あり

治部省 雅樂の事 僧尼の度縁廟
陵等すつて禮儀にあつる事を
掌する長官ハ公卿の任あり **雅樂寮**
音樂の事を掌する歌舞音曲ハ師
ありて教授す **玄蕃寮** 異朝の
人の燕饗送迎及僧尼度縁の事を
掌する昔ハ根小出家とゆふは出
家せんと欲する者ハ當寮へせりけ
る度牒を得て後出家す度牒ハ
出家の證書なり 治部省ハ印と
押しつゝ又鴻臚館せり異朝
の人と燕饗する所とけり
諸陵寮 山陵と奉行——喪葬
凶禮の事を掌する

民部省 天下戸口名籍山川藪澤

田地等の事を掌する國郡境界の
指圖數百卷を貯し是を民部省
に圖帳とす **王計寮** 調庸雜物
國用を勘計する事 **治部省**
主稅寮 諸國の田租の正稅と掌する
年貢を納る小正稅ハ公廩乃別あり
其國の役所ハ入用と取と公廩と
いふ京都ハ納るを正稅といふ
絹絶糸綿布等ハ皆調庸ハ物ハ
こま小對して田租の穀米と正
稅といふなり 調庸乃物ハ大藏省
へ納る正稅ハ此寮に納る **主計寮**
よりさき錢計算し其數を記し
る民部省より 勘解由使へ出す
形り 調庸の物ハ數も大藏省よ
り 勘解由使より 遠く 勘解由使ハ
惣勘定所なり

兵部省 武官の名帳考課選叙

位記軍旅兵馬の事と掌る昔ハ
此省の被管ハ兵馬造兵鼓吹主
船主鷹等の五司ありて武備嚴
なり長官ハ親王任リ給ふまじ
公卿も任ず軍團防人等皆當
省の支配あり

隼人司

正 佑 令史 各一人
カヒ ビク サクワン

司ハ次官ナリ下同

薩摩大隅の兩國より上京して
禁門の警衛を行くハ一年限
交代せしむる事此れを隼人と
いふ兩國ハ人勇武ありて輕捷
なる事飛隼の如くなりて隼
人と呼ぶる事此隼人の上下
番等ハ事此司より支配す
る事衛門府の被管なりと
大同の比より此省ハ併せり

刑部省 獄を鞠め刑名を定る事

と掌る天長年中檢非違使を
置きて其職掌ハ使廳
外大判事ハ
少判事ハあり刑名と斷定
争訟を判斷する事と掌る
囚獄司 罪人を禁囚する獄舎
ありて形り此外贖司あり

大藏省

諸國ハ調庸の物及織部

司より織出す綾羅の類と納め
掌る又古ハ此下に典鑄司塗部司
ありて金銀銅鐵造鑄の
事と造る事と掌る
戸前六十八をなす諸國調庸の
物を分ち納む甚事多き省
て四分の外史生主鑰あり
は價長四人ありて八國より

納す物と賣拂ふは價を定
る役なり藏部六十人藏の出入を
たしむるん朝廷大禮公事あり
て臨時に入用の物ありは此省上
り國司へ差圖し奉らむ
是を大藏省の切下文と云ふ織部司
織染之事を掌は

宮内省 五畿内ふある供御の稲田
及諸國雜貢物と支配し禁中
の大小務百工の事と此省に掌
る所なり長官ハ公卿の任あり

大膳職

大夫 權 亮 權 進 狀

屬大 左右京職修理職
少 形同

内侍所及諸社の神膳臣下賜る
所すは饗膳の事と此省に掌
木工寮 此寮ハ諸國一人を遣り材
木と採集せられと貯へ及あり木
匠よりする事を掌る當寮より

修理職 宮城使等へ夫々材木を分

つせたりは内匠寮ハ物を作
役所あり其職掌木工寮よりつ
まはりたるは此寮材と
採りあり木匠よりするもの
なり物を作る事とも掌る
今も伊勢に神寶其外工匠は
かゝる物に於て調進するは
大工小工に官人ハ太宰府乃
屬官より番匠といはるハ諸國
より此寮へ勤番する匠人と云
ふ也 大炊寮 五畿内の稲田は
事と奉行し春米熟食等の
事は掌る稲田ハ天子供御に
考へる五畿内ハ國司支配の外は
官田と置り此寮より支配し
御用未取るといふ供御米は
臣下に賜るも皆此所より竈と

分てきき内膳司大膳職等（今
配す天子御神事の時乃食ハ
内蔵寮みく炊くわく）
殿庭の洒掃ハ事及天子の輿輦
蓋笠扇帷帳湯沐燈燭松柴炭燎
此事を掌る殿部ありたりて
御庭の掃除をなす殿上の掃除
ハ掃部寮のす所なり **典藥寮**
醫師乃役所なり和氣丹波の西
家より掌る四分の外ハ醫博士推
女醫博士推 鍼博士推 侍醫推 醫
師等あり其道ふ堪き者これ
小任ハ侍醫ハ御七後より常に禁
中ハ候して天子殿上ハ出御の時
小板敷より所奉りて龍顔と
見奉るより半昇殿やいふ
當道の重職なり **醫道**とこ
ろはくは者此寮より學ふ

ありて **醫生**といふは **藥園師**
按摩師咒禁師等あり **掃部寮**
敷設の事とて公事あり
御歩の筵道を設け殿上掃除
の事とす **正親司** 天子
御親族の名籍と正し役なり
内膳司 天子の御膳の事と司る
この司ふハ **正一人** **奉膳一人**
典膳一人 令史一人を置て他の司
と異なり **奉膳**ハ則長官なり
高橋氏 **喜來連綿**して任す他
人これに任せし正ハあなり任
せし **令史**ハ **典膳**六人あり
あり又外ハ別當あり **大中納言**
の人こまき補せらる **内膳司** 乃
事と奉行するなり **造酒司** 酒
を造る事と掌る **清濁體**なり

造^ミ置^ミ酒^部六十人ありし
采女司^{ウメノメノシ} 諸國の郡司已上の
むすめれ容色行儀正しきを撰
む奉るこれを采女とて宮
中の雜事とせしめ御陪膳と
奉仕すなり其采女と檢校す
る役あり **主水司** 漿水饅粥及
諸方れ氷室とて水子^{ミヅコ}の
事と掌る今も御即位の御手
水諸社祭の勅使に手水等當
司より設く

右八省終

彈正臺

尹

弼^{少大}

忠^{少大}

諸官人とて免洛中國民の禮
ふ背き法と乱る事あれば
を糾彈する役あり 彈正の官人
あまふ^ハ洛中諸國と巡察

非違の事あればこれを
糾す^ハ長官ハ親王の官に
在重職あり 天長中檢非違使と
置き^ハ其職掌實あり

左京職

京中と二つに分ち東と

左京と西を右京とて町家の
人別宅地市井作法訴訟等する
京中の事と奉行を **東市司** 東
西市と立ち交易をならしむ
其市井奉行あり 物の真偽輕重
寸尺と改め價と定る事と此司
の掌る所なり 價長五人ありて
くまを掌る又敬言固に武士も
あり

右京職

同左京

西市司

同東市

東官

傳心

學士

春宮坊

大夫 權

亮 權

進少 屬少

東宮ハ皇太子の御座所なり傳
學士ハ補佐侍讀ハ重職なり
常に御座候す故東宮を
あつ傳ハ大臣或ハ大納言の人兼
たり學士ハ儒家の才徳ある人任
す大夫已下を坊官といふ皆春宮
とかりり春宮坊ハ皇太子の御
用をほつる役所あり大夫已下
こゝに候す心主膳監
右 令史 皇太子の御膳奉行
主殿署 道 令史 東宮の掃除
奉行なり 主馬署 首 令史
皇太子ハ御馬を奉行を此外古
ハ舍人監主藏監あり主膳監と
ありや三春監といふり
書署主漿署主工署主兵署等
ありゆり帶刀とく皇太子守護

の武士三十人あり其がら三人を
長との帶刀ハ奉行なり其ら
先小任しきる者と先生といふ
春宮ハ蔵人非蔵人等ありこれ
ハ春宮の昇殿をゆるさるる人
とて禁中ハ昇殿ハゆるさるる人
伊勢齋宮寮 皇女をて 天照大神宮
小侍之め給ふを齋宮といふもの
御用の役所なり絶する事久し
賀茂齋院司 これも皇女を 賀茂の
齋院にまゝ給ふなり上と同し
此司の四分ハ長官次官判官主典と
稱し

修理職 宮中乃普請奉行なり
勘解由使 長官 次官 判官

王典

諸役所の惣勘定所なり諸國の
年貢調庸の物等ハ事民部省大藏

省より負數をもちて勘解由使
出すと吟味し聞届け勘定す
あまのりともいふ太政官へ證人
に立ち出すあれを勘解由使の解
文といふ太政官より返鈔とて勘
定すまゝの書付を出しこれと此
役所より民部省大蔵省等へ
諸國の受領へ達す勘解由使
解文四年まゝくすゆゑと四度解
たりまゝ其國司を京めり
勘定すのまゝハ昇進を止むあり
鑄錢司 長官 次官 判官 主典
錢を鑄る司なり
修理宮城使 使 判官 主典
大内裏外郭の普請奉行なり
修理職ハ少造官職と稱し
宮中の事を掌る此使ハ宮外に
事を掌るなり長官ハ辨の兼官

造寺使 長官 次官 判官 主典
東大興福兩寺の破損奉行なり
此兩寺と崇之常ニ造寺使と置
るなり是も長官ハ辨の兼官
東大寺ハ大辨これを兼ぬ興福寺
ハ南曹の辨あまを兼ぬ南曹ハ
辨ハ藤氏の學問所勸學院ハ
大學寮ハ南ニありこれを南曹
といふ其別當たる辨官なり
興福寺の長官と故あり

防鴨河使 使 判官 主典
鴨河ハ宮城に近きゆへに常ニ防
きを置るなり

施藥院使 使 判官 主典
窮民施藥の事を掌る醫道名
譽の人長官に任じ

檢非違使 別當 左二人
左右大尉各二人

左右少尉 負數不定

左右志各二人 府生

淳和天皇の天長年中、初て置れ、非違の事と檢断する後、衛府、彈正刑部、左右京職等、此職掌、於此廳、甚權威あり、此役所と使廳、ハ左右に衛門兵衛の督等、兼官たり、昔ハ近衛乃大將、兼官の例あり、凡別當、長官の外、左と使廳の別當、即ち長官なり、右の衛門に權佐、人あり、使此宣旨と蒙る、あれ即ち次官、衛門尉の人使、乃宣旨と蒙る、判官とす、位署、判官、檢非違使、左衛門尉と書、志、衛門志なる、人使の宣旨と蒙る、府生ハ

府の督判授して使の宣旨を申下、は、看督長六十六人を補して、諸國に分ち、非違の事と看督せしむ、これ、佐已下判断して、補は、勅補あり、此下に、長と、十人を、火と、藤氏長者、攝關の人、仁なり

源氏長者 辨學院の別當、人即ち長者きり

辨學院別當 源家の學問所なり

源氏第一の公卿、きくに補は

淳和院別當、これ、源家、學問所なり、源氏の公卿、第一の人、兩院の別當と兼ぬ、大臣に任す、日淳和院

を以て、次の人、不與奪す、久我右大臣、雅定公、鳥羽院の勅、よつ、兩院の別當、其家、不

らまきて連綿して補せらるる足利將軍義満公源氏長者兩院別當たりより久我家兼任なり

學館院別當橘氏の學問所なる橘氏衰微して長者此号にあれども學館院領を支配するに成るとなり後ハ別當もたつて橘氏の人任官する事あまそ九條家一條家より吹擧す他姓より吹擧する是定と号し九條一條兩家の中へ是定の宣告あり

右三院の別當は勅宣なり

内暨所別當内暨ハちいさくつらなり諸公事主上出御の事難仕とつとび節會なり勸盃奉仕の役なり其職掌人品共は往古不相違すと思ふ一人其の別當なり
内教坊別當教坊とはよりよ

女樂の誓古所なり其道堪能の大
中納言別當なり

内膳別當内膳司の事と掌る
大中納言ハ中これ補す御膳の事を重むる故なり

御厨子所別當主上御内々の御食品を貯ふる御棚をきつて置所と御厨子所より預の官人あり内膳司より兼る事もあり内藏頭なる人其別當なり

大歌所別當くくひものほろきなり別當ハ納言の人補す往古ハ親王もあり給ひいと也

記録所 上卿 辨 開闔

寄人

後三條院延久元年始て記録所を置て天下の政事其國々役所ありて滞る事ありを直に訴出

天子直まままと聞給きこまましし給たまふふ形かたちに
上卿じやうけい已い下げるる形かたちに才學さいがくあるる人ひとを撰せんむむ
寄人きじんハ人数にんずう定さだめめらられれて政事せいじを衆しゆ
議ぎするる事ことありり

樂所別當がくじよべつたう 音樂がく堪能たんのうの公卿こうけいこれ
補おぎなへへ樂人がくじんを支配しはいすす

大學別當だいがくべつたう 大學だいがく寮りやうの奉行はうぎやうなり
親王しんおう大臣だいじん納言なごん等らうこれこれも補おぎなへへるる
一ひとつつにに

藏人所

別當べつたう 頭かみニ

五位藏人ごゐざうじん 六位藏人ろくゐざうじん

非藏人ひざうじん 無負むふ出納しゅつなつ

小舎人せうしゃじん 雜色ざしき

所衆しよしゆ 瀧口たきぐち

嵯峨さあが天皇てんかう弘仁こうにん年中なかつゆにに置おくく
其その已い前ぜんハ少納言せうなごん侍從じざうありり近習きんじゆ
宣傳せんぷうの職しやくありり弘仁こうにん已い後ごを
の職掌しやくじやうと形藏人所がくじよじんじよよりより補おぎなへへるる

藏人所ざうじんじよハ清涼殿せいりやうでんの側かたありり天子
とつとつのり政せいを聞きくく召めいむむ事ことありり御近習ごきんじゆの
御近習ごきんじゆの人ひとをを補おぎなへへるる事ことありり堂だうら
一ひとつつにに別當べつたうハ一ひと上かみなるる人ひとをを補おぎなへへるる
頭かみニ 辨へん一人ひとり中將ちゆうじやうハ一人ひとりこれこれも補おぎなへへるる
又辨またへんのの事ことハ車くるまも中將ちゆうじやうのの事こと
もありりこれこれを貫首くわんしゆととしし殿上人でんじやうじん
の惣そう一ひとつつににありり

五位藏人ごゐざうじん 此こゝれも辨官へんくわん侍從じざうの人ひと
補おぎなへへるる已い上かみ五人ごにんを職事しやくじととしし諸公しよこう
事官じきわん位昇進いしやうしんの事こと等らうも職事しやくじ
よりより天聽てんていに達たつすす天子てんしハ大臣だいじん已い下げ
に問とふふ事ことも職事しやくじを以もつてて以もつてて以もつてて以もつてて
朝廷恒例てうていこうれい臨事りんじの諸公しよこう事ことを以もつてて職
事しやくじの奉行はうぎやうととしし所しよなりり

六位藏人ろくゐざうじん 此こゝれも其職掌しやくじやうによりよりて
昇殿しやうでんするるものなりり禁中きんちゆうを以もつてて殿上
人でんじやうじんの形かたちととしし鎖細ささいの公事こうじ及および

朝夕の御膳も掌る其第一と
極膳より小第二を差次藏人少
い小第三を姓を稱して大江氏の
人なりまハ江藏人藤原氏の人を
藤藏人といふ第四を新藏人
といふなりこれ禁色をゆる
さず極膳ハ常小麴座の袍を
著しき御服を申し下位の
儀ありしむ極膳の人巡爵して
五位よりまき昇殿を止めらる
ゆへに願ひ末席に如うり
新藏人とぬるぬれを鶴退といふ
ぬくする事四度の年満ま直小
五位の昇殿をゆるされ堂上は
家とぬるなり
非藏人これ藏人ありしむ
昇殿する事いふ事なり駐使
きふ殿上候すいふ事なり

出納 藏人方すく奉行の者
藏人所の宣旨其外の文書も出
納代書く所なり古ハ四人あり
とす今ハ二人なり
小舎人 御倉小舎人といふ藏人
所の御倉代出納を 雑事を
つとむる者なり
雑色 こと無位の人あり藏人所
の事をいふむる者ありしむ
藏人子轉すといふ公卿殿上人の子
らしこれに補す雑色ハ着服の名
あり位袍の定まりしむあり
所衆 藏人所の衆なり 雑事を
つとむる者なり
瀧口 天子の御座近きありし
候す言固に武士なり其候する
所御溝水の落ありしむ所なり
瀧口の侍といふあり武勇此人を

撰

諸國

大國	守 <small>推</small>	介 <small>推</small>
上國	守 <small>推</small>	介 <small>推</small>
中國	守	介
下國	守	介

大上中下の分國境は廣狹租稅調庸の多寡やうて定むと如き都はちろき國ハ四年遠きは五年は國司交代より四分の外國に史生三人つありは國司以下郡司ありこも其國乃人と任せも大郡上郡中郡下郡小郡の五等あり大領少領主張ちらふ後とあり郡の大小ちろき等差あり又軍團とて非常に備ふる軍制國々あり五人を伍とらふ積あり

正校尉少教大教とんものから後あり軍團一組人數五百人あり千人さきの備をこらふ常は京のほうて皇城に宿衛一又ハ邊防は處に行きまは衛士防人といふ是なりさて軍事あり大將軍に従ふ國は向ふ令は兵士向京者名衛士守邊者名防人といふなり國は國學一箇所あり博士一人を置く學生大國は五十人上國は四十人中國は三十人下國は二十人ありて國民を教授す國はに醫師一人を置く醫生ハ學生の五分は四を減すらふ右諸國官吏を置まき大略あり上總常陸上野三國ハ三太守と稱して親王任し給ふ親王ハ其國を行て吏務をたす事あり依て三國ハ八の人守の事を行あり

陸奥出羽按察使府

按察使一 記事 備仗四

陸奥出羽の國域廣大なる故に國司の外に按察使を置き兩國の事を監察す大將の如くす國司より合つて行ふあり又鎮守府をも置く其地邊要なるの故の備なり

秋田城

介

出羽介を置てこのぬ城介を置てよむア秋田城は佐竹領のうちにあり

太宰府

帥 權

大貳 官無權

小貳 權

監 少

典 少

筑前國あり筑紫の邊要ありて異國に隣るべきなる此府を置て九國二島の事を統一し帥は親王

の任りて府は下り給え故に權師の人府務を行ふあり權帥は納言以上の兼官なり或は前官の納言あり任は大臣罪ありて左遷はしき權帥は任するは府務を司るべきなり四分の外文武の小吏數多ありて政教武備嚴重なり

左右近衛府

大將 各一 中將

少將

將監

將曹

府生

番長

天子の御座近き兵仗を帶て警衛をたす武官あり尤重職なり中將已下負數定らる世より多寡あり近衛と稱する者數百人あり警衛小備に其中より器量をと撰む近衛舎人といひ舎人のより

と番長とらふ武藝ある者と撰すと
あつし皇大臣も將監已下を分ち
て警衛に附らる是と隨身兵仗と賜
ふといふ各負數あり

左右衛門府

督各一人 佐各一人
尉各一人 志各一人
府生

宮城の諸門警衛此武官なり東の方
建春門と左衛門の陣より西の方宣秋
門と右衛門の陣より各宮門を分つて
是と守護以一府に門部二百人ほあり
多し諸門の開閉となり出入とあり
多し亂れ門籍より出入をもちし帳
面あり國より警衛ふ上は衛士とも
分て支配す

左右兵衛府

督各一人 佐各一人
尉各一人 志各一人
府生

是も警衛の職あり一府に兵衛

す者四百人ほあり番長四人ありて
これを掌る大内裏は陽明門の
傍に左兵衛府あり殿當門乃傍に右
兵衛府あり公事大儀ありて天子
大極殿は出御あり左右の近衛の殿
に階下陣一左右の衛門は八省院の
南應天門の内は陣一左右に兵衛は
近衛の陣と衛門の陣乃間ふ陣とを
警衛す行幸の時行列をほさとり
鳳輦は前後と守護一都て非常
を亂れ役あり

左右馬寮

御厩なり諸國より定數
ありて奉る馬は此寮に収め掌る
毎年八月に駒牽といふ事ありされ
少く諸國より奉る馬八月より限られ
頭已下は御厩の職なりと左右近衛
大将當寮の奉行きこれと馬寮の

御監カケとりし

兵庫寮カケとりし左右の寮と内兵庫
司あり一切の武具を納る所
なり儀仗と儀式のとる武
器兵器と軍用武器をあつり
曝涼一事に臨む夫と渡納
事を掌る古ハ諸王寮頭を任せ
し

鎮守府

將軍カケ

副將軍カケ

軍監カケ

軍曹カケ

儀仗カケ

陸奥國ハ地廣大ク邊要なる故
其備小置し將軍ハ多ク陸奥
守の兼官なり此府常に兵士五千
人を置し信夫郡以南は租税を以
て國府の公廩に充て前田の以北の稻
穀を鎮守府の兵糧に充てし儀仗
ハ將軍判授の官なり將軍ハ賜る隨

兵なり按察使も四人を賜るなり

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

位ハ親王諸王大臣とて諸官
の尊卑の次第を定むるあり上
代の事ハ考ふべし 推古天皇の
十一年ハ十二階ハ冠とけり是
人ニ給りそれより品階を
らふ 孝徳天皇の大化三年ニ
色十三階の冠ニありて同
五年ニ十九階ニ改らる
天智天皇ハ三年に増して二十
六階ニ改め給ふ皆冠より等
級と分りて爵位の号ハあり
一ノ 天武天皇十四年ニ爵位
六十階を定めて明大一位より淨
廣四位まで十二階と諸王の位と
一ノ 正大一位より進廣四位まで
四十八階を諸臣の位として位階
小随て冠と給ふ 文武天皇
大寶元年ニこれを改め

明冠四階と親王の位として一品
正四品に至る淨冠十四階と諸王
の位として正一位より從五位下
の位として諸王ハ六位ハ叙せ
ありさる 諸臣の位ハ正一位より
從三位までと正冠六階と
正四位上より從五位下まで
直冠八階と正六位上より
從六位下までと勤冠四階と
正七位上より從七位下までと
勢冠四階と正從八位上下を
追冠四階と大少初位上下を
進冠四階と合して三十階と
て四十八階ニ定らる又外位二
十階ありて直冠より進冠まで
六段と分て外正五位上より外少
初位下まで此時位階は隨
りて冠と給ふ事とやめて始て

位記と給ふをむさきハ明冠
日下進冠まきハ形冠と給ふ事
ハ侍らハ名目の思ハ其
後令と撰もれて親王一品より四
品まき凡て四階諸王諸臣正一
位より少初位下まき凡て三十
階子定めらる此後歴朝か
ち但一外位二十階の事後
世ハ沙汰あり

親王位

一品 二品 三品 四品

右四階と親王の位と正後の分
ちハ令義解ハ品位也親王稱
品者別於諸王といハ親王の初
位當代の後腹ハ三品其外ハ四
品より進給ふよりされと
近世内例皆二品より進給ふ
法親王ハ三品より進給ふ四

品ハ一継嗣令ハ凡皇兄弟皇子
皆為親王以外並為諸主といハ
されハ天子の御兄弟并御子孫
親王と御孫より以外ハ諸王の
列まあり給ふあり後世親王家
ありて數代の後も親王と稱せ
はされハ其時の主上仙洞の
御養子となり給ひて親王宣下
ありあり親王宣下のあり
叙品ありて無品親王といハ無品
親王ハ任官一給ふ事あり又
諸王といハ一世二世の皇族の親王
宣下ありいま源の姓を給ら
さるハ叙位の後ハ王卿の差
別ありハ似たり長屋王鈴鹿王
の類あり一世二世より源姓
給ふハ正一人臣より源信公
融公等の類といハ一世の源氏あり

諸王諸臣位

正一位

天平勝宝元年橘諸兄初て叙せらるるより藤原押勝同永手等叙せらるる其外存生の人これ叙する事ありしは贈位ありし神位に贈らるるにハ正の字と清とをよむとらふ俗説をくく存在の人叙する事ありしは紛らふ事ありを待らる

従一位

あまき諸臣の極位より太政大臣相當の位よりされし左右大臣内大臣もこれ叙しやま大納言を以て前途より家宿老の後これ叙せらるる例あり

正二位

従二位

左右大臣内大臣の相當ありき

と大中納言の人多くこまに叙せし執柄の息或は孫中将よりこれ叙せしと二位中将より規模よりあり

正三位

従三位

大中納言の相當より参議并四府督八省卿等よりこれ叙し攝家清花の人中将より叙せしと規模より三位中将と通稱するより

正四位上

正四位下

従四位上

従四位下

四位より已下ハ正従上下四階よりありし四階の相當は官中将左右大辨藏人頭を始め

正五位上

正五位下

従五位上

従五位下

五位相當の官枚奉よりありし

議已上并散一位二三位の人とす
て非参議と稱し政事あり
さすはらうさるゆへなり又三位已
上の参議はあぬ人をも非参
議とらふ四府の督八省は卿三位
中将等とすて非参議なり
勲位ハ軍功の爵より十二等あ
る軍功ある人小授けらる事
文位はかゝる勲位の付る事
よりなり文位勲位兼帯
の人あり文位をうりて勲位
をさへあり或ハ文位ありて
勲位をうりぬ人もあり勲
一等ハ正三位と從三位の間
列一二等ハ從三位と正四位の
間三等ハ正四位と從四位の間四
等ハ從四位と正五位の間五等ハ
正五位と從五位の間六等ハ從

五位と正六位の間七等ハ正六位
と從六位の間八等ハ從六位と正
七位の間九等ハ正七位と從七位
の間十等ハ從七位と正八位の間
十一等ハ正八位と從八位の間十
二等ハ從八位と大初位の間
列をも定められぬ勲位あり
人文位の人を列すふたつは
文位ハ從五位下の人をも勲一
等を給まも從五位の袍を著
し正三位の下從三位の上
列するなり勲位をうりぬ人
らハ無位の黄袍を著て其所
ふ列すといふなり神社へも
勲位と授けらる事ありこれハ
軍中の祈願を授けらる事
なり

女官

後宮職員令は妃二員夫人三員
嬪四員及内侍司已下十二司あり
後世委く備らる今其あはるし

女御

古れ妃嬪の重職ありて古ハ
一人はかきし寸納言已上は女侍
執政清花等より給ふ
御息所

こまきも御このひ人よりあまき
ありてなり天子の御休息所
小し入より此号より更衣の別
名あり更衣の人皇子誕生の
後稱さるる於て東宮の妃と
御息所と稱す
更衣

御息所みよしよよかふ一天子の御服と
治更ちよりしむる如意なり
御み画え殿どの

天子の御服と裁縫する所哉
御画殿みえだんとらふべきを掌つかさどるより
の号なづふ也

右合みぎあに載のる妃嬪ひへんの類
なり

内侍司

尚侍しょうじ二人

内侍司の長官なり奏請そうせい宣傳
と供奉くわんぷ一女孺にょ汝に檢校けんぎょう一内外
命婦めいふの朝参あそみ及禁内いん禮式れいしき乃
事ことを掌つかさどる更衣えんぎを准したし重
職しやくなり執柄しつぺい家の女にょふと参
らまるまるまるま近世きんせいこの任にんふ
典侍てんじ四人
内侍司の次官なり近世きんせい尚侍

と任せさるゆへ典侍の任甚と
重おも一公卿侍臣こうけいじしんの女にょ参まらるまるま第
一と大典侍てんてんじと稱なづふ第二第三
ハ權中納言ごんなくわんごん典侍てんじ宰相さいしやう典侍てんじ督とく
典侍てんじふとらひ又姓せいを加くへ源典
侍げんてんじ藤典侍ふじてんじわと節ふしよふれて稱
寸第四すんだいよを新典侍しんてんじやいふあり
尚侍しょうじ典侍てんじの人ひととを中古ちゆうこ已来
このひ人ひとよめさる事ことよあること
了りやうさまとこれ官仕くわんじの人ひとよて
妃嬪ひへんを備そなへるべきことなり

掌侍てんじ四人

内侍司の判官はんくわんなりことまを
内侍ないじともかり稱なづふなり上
首かみを勾當こうたう内侍ないじともかり長
橋局なはせりやうとよみ長階ちやうかいの脇わきに
局りやうあるなりあり此人ここのひと内侍司の

事とてこれを掌る令子唯
不得、奏請宣傳し侍まこと近
世に好勾當内侍乃掌る所
し其職甚と重しこれ第
二第三ハ或ハ姓と稱し或ハ官
号と呼て源内侍平内侍辨内
侍右衛門内侍を稱す第四
と新内侍とあり掌侍
も公卿侍臣の女衆らるこの外
に女孺百人ありしと云

右内侍司の大畧なりこの
外藏司書司藥司兵司
闈司殿司掃司水司膳
司酒司縫司あり内侍司
と合て十二司あり此
四分の官と置事男官の如
くありし事久し故子
備りし事久し故子

これを畧しこの外女官乃
名稱ありし左の如し
命婦

禁中仙洞より御下と稱し
下薦の國名を以て命婦
といふ賀茂春日社司六位藏
人北面より女まの元來命婦
ハ位階ある婦人の通稱して内
命婦外命婦の別あり其身
禁中ふはえて位を給はる
内命婦といふ外命婦ハ位ある
人其妻なり其身位階を給ら
ざれども一位の人乃妻ハ一位
准す是を外命婦といふ六位
以下の妻ハ命婦の列にあらず

命婦
女藏人
古ハ四人ありし地下の女

はとむ所して命婦の次なり
むらハ候名とて女藏人左近
と稱せしなり今世多く國名
と稱し
得選

采女の中より其人と選むる
て此名ありてあり采女の上首
御膳の手長やく沙汰
侍るあり貞數三人歟

采女

こまき宮中の雜事とほむ
そのありてむらハ國こまき郡
司已上のむらハ容色行儀正
しきと撰む奉る

刀自

御膳宿臺所の刀自とて別
ありて御膳宿ハ御膳と
飾り立る所ありて御膳役

の輕き女官あり今世内侍所
候する女も刀自と稱す
女官

され通稱ありて雜事とて
むら女官なりこれハあり官
よむ通稱の時ハ女官と
むら臺所女官
御浴殿女官ありて
女官よりなりありて刀自と
めら臺所女官ハ御装束
物と沙汰とありて
主殿司

とのありて女官と稱し殿上の
洒掃と供奉とあり十二司の
中ハ殿司あり中世已來十二司
備らるありて
別ハこのありて女官と置るふ
や殿上ハ候して藏人辨あり

よきやつりつとひえり禁秘抄
に六人近代十二人とあり
女孀

こまき宮中の雑事とはよむる
ものより御所中を掃除指
油の事あり女孀の志す所あり
むうハ内侍司より百人あり
とそ其外乃司くハ女孀あり
あり

右女官の大概あり
上
薦小上薦中薦下薦あり
は其人品あり大臣の女
ま大臣と經つる納言の女
と上薦ハ公卿のむとあり
は小上薦ハ侍
臣の女下と中薦ハ賀
茂日吉の社司等の女あり
下薦ハ品より官

とすむ仙洞より女官は
号なきは品よりあり
大納言按察使小宰相小侍從
あり呼名とつひ或ハ國名候
名あり稱は人品あり
服色の次第あり事あり

僧官位

僧尼事治部省玄蕃寮のほつこ
とる所すく古ハ僧とてふハ度牒と
てきしと給ふ勅と奉しく治部省
玄蕃寮ハ官人并僧綱の輩連
署しくしとて授く其僧身亡
或ハ還俗する時ハ度牒と治部省
返すしむ度牒あるし自ら僧と
あるを私度とらふまじ人の度牒
をかきて僧とある者或冒名相代
るし何まじこれと罪す平人根
心僧とある事とゆるさるし也
推古天皇三十二年始て僧正僧都
と任しく僧尼と檢校せしむるま
僧綱のまじあけり僧正僧都律師
あけり僧綱の官とて律師ハ僧の
戒律とて正一僧都とてまじり
ころり僧正ハ戒學とて正とあけり僧

正ハ長官なり僧都ハ次官律師
ハ判官なり貞觀六年僧綱の位と
定らる法印法眼法橋とあけり
僧正僧都律師と合て是と僧綱
とあけりこの外僧位ハ五階あり
入位住位滿位法師位大法師位
とあけり延暦の舊制あり此
外法務已下勅補の職諸寺あり
其今職原抄後附に載る所なり
より其大概とあけり

僧正大正

釋門の棟梁あり大僧正ハ宗の
長者とあけり任ま参議と准し
弘安禮節とあけり

僧都大正

大僧都已下五等あり推古天
皇三十二年高麗徳積始てこれ
小任ま四位殿上人と准し

律師正權

殿上の五位に准すとのり

已上これと官といへ僧尼令之凡
僧尼自還俗者三綱録其貫
屬京經僧綱自餘經國司并
申省除簿といひ僧綱釋云
僧正僧都律師也といふなり
三綱ハ諸寺ふありて上座寺主
都維那といふ

法印 法眼 法橋

これ僧綱の位よりいへば僧綱と
いふ貞觀六年定僧綱位階詔略
曰僧位之制本有三階滿位法師
位大法師位是也僧綱凡僧同授
此階位號不各尊卑仍三階之外
更制法橋上人位法眼和上位法
印大和尚位等三階以為律師已
上之位宜法印大和尚位為僧正

階法眼和上位為僧都階法橋上
人位為律師階と三代實錄より
も四滿位法師位大法師位の三
階ハ延暦の舊制あり職原抄後
附小僧綱牒と引て人位住位と
合て五階といふ
法務

これより已下まゝて職名とて官
小あり寺法務ハ東寺に長者
たる人うけり法務は補も真
言宗大僧正の兼職あり他寺の
僧ハ時子随ふてとて補といふ
凡僧

凡界の謂ふは年滿を経て
僧綱をも補もて僧も傳燈大
法師位なり諸大寺の三綱則凡
僧ありといふなり

威儀師 徒儀師

むし威儀師六人從儀師八人を
置き綱發と掌と供養法
會奉行の職ありてこれより僧綱を
もまむとあり

已講内供阿闍梨有職
已講ハ大會天台灌頂論義の時其
題といふも後あり

内供ハ内供奉とらふ儀も宮中
道場供養の職あり禁中夜居コノの僧
より勤む清行の者と撰むことあり
補も共ニ天台宗此職名あり

阿闍梨ハ諸寺あり其闕補任
限其身其可授傳法灌頂職位之由
被下官符以之稱一身阿闍梨とらふ
此外七高山阿闍梨ありこれハ各
別の義あり

寺座 寺主 都維那已上僧
諸大寺ハ此職ありて寺中の事と

掌あり事ありて三綱より僧綱
と經て治部省玄蕃寮等ニ達をも
あり凡諸大寺三綱者省寮共知
補任とらふ

寺務
興福寺東大寺等あり興福寺
ハ一乘院大乗院門跡とあり補
給ふ東大寺ハ勸修寺門跡補せ

檢校
山門横川の檢校あり又高野山熊
野山那智山等の檢校ハ聖護院門
主補せこれと三山の檢校とらふ
別當

仁和寺東大寺興福寺等あり
其外熊野日吉八幡所ニ此称
あり別義あり
座主

山門一山の貫首やして座主宮と称
ま又貫主宮とていへば梶井青蓮院
妙法院門跡補給ふとて山門
の三門跡と称ま

長者

東寺の長者あり一長者より四
長者まあり

長吏

三井長吏とて園城寺第一の入と
聖護院圓滿院實相院門主等と
まふ補給ふ

執行

祇園清水寺等と此号あり昔ハ
法勝寺芳野とあり

勾當

勸修寺あり上座ハ則勾當なり

三井寺あり行事專當法師と

いへり昔の二來法師ハ專當なりとて
豎者リツシヤ

山門南都二季の大會ハ晝ハ八
講を行ひ夜ハ豎義リツギを行ふ此時間
者と論義を好む職なり豎者リツシヤ
とよみ習ハセリ

注記チウキ

大會豎義の夜豎者の論義哉
委く注記する職あり

僧官位相當

法印大和尚位僧大少正法眼和尚位僧都
法橋上人位律師傳燈大法師位威儀師
或ん僧
傳燈法師位後儀傳燈滿位修行位
誦持位
傳燈住位准六傳燈入位准七

右職原鈔後附ハ載る所なり官
位不相當あると行守の文字を
用ひまある

位田職田功田

位田

- 一品八十町 二品六十町
- 三品五十町 四品四十町
- 正一位八十町 從一位七十四町
- 正二位六十町 從二位五十四町
- 正三位四十町 從三位三十四町
- 正四位二十四町 從四位二十町
- 正五位十二町 從五位八町

右令よのきる所なり女ハ三分之
一と減るとなり六位己下を月
捧と給り々位田を給ふ事なり
なり

職田

大臣己下百官諸司々職田をた
まふと等ありとあまを職分田
といふ
功田

大上中下の功ある人ハ給ふ田を
いふ田令ハ大功世々不絶上功
傳三世中功傳二世下功傳子
やいふこと後世の家領田なり
あま口分田とく庶人の中別ハ
二段をくわふ女ハ三分之一と減
まるとなり其外三宮親王大臣
己下参議己上年給年爵封戸
等のことあり令條よふ依に凡
一段の田ハ稻五十束一町を五百
束なり一束の稻を春と米五升
を得るといふあまハ一段の米
二石五斗二町の米二十五石正一位
八十町の得米二十石とあま己下
あれを以てあま

位記 口宣

官を任せらるるを除目
いひ位をのほせらるるを叙位と

いふ春秋二度行る春の除目哉
縣召アタタシの除目といふこと彼を諸國の
守ツクシ已下を任せらるるなり秋の除目
を司召ツクシの除目といふこれハ在京
の諸官を任せらるるなり官を望
む願ふ人々の申文ウケガキを執筆乃
大臣大間オホマは書くこととてひとつは
書記しき奏聞し勅許ありて
宣旨位記を下さるる事なり
まこと大臣を任せらるるハ別儀
ゆゑ臨時は節會を行ひ宣
命を以て任せらるる參議以上の
人任大臣と同日の次とあれハ此
宣命は書のせき任せらるることなり
餘官ハまへて例の除目は任せらる
なりゆゑと後世任大臣の節會
叙位除目の事なきことゆゑなり
これ消息宣下なり消息宣

下とて官位を望む願ふ人小折コヅ
紙は望む官位をあること職吏の
蔵人ソウジンは附くこと古への申文なり
職事されをれをれ奏聞しき勅
許ありてハ口宣とてきき消息を
まへて上卿は奉る上卿ハ其日の
納言の上首をいひたり

叙位口宣

慶安二年十一月一日 宣旨

藤原名

宣叙從五位下

蔵人右中辨藤原奉

任官口宣

慶安二年十一月一日 宣旨

從五位下藤原一

宣任攝津守

蔵人右中辨藤原奉

これ口つて勅あるを職事ハ

蔵入らげまらりて書く所なり
これ又消息をまへて可有下知と
いふを上卿に傳ふまへ上卿
おの宣旨可有下知のよし消
息をまへて外記に命を外記こ
とを局まらめて宣旨を強紙に
まらぬ

從五位下藤原一

三位行權中納言藤原朝臣一

宣奉 勅件人宜令任

攝津守

年月日大外記兼掃部頭中原朝臣一奉

この勅を上卿のうけたまはり
下知あり一旨を大外記の記を
かりこれを宣旨といふ宣旨を
まへてみこせのうれとあるを
この大外記のよめる書を宣旨
といふなり

位の方ハ大内記上卿の下知をうけ
て位記をまらぬみらぬ消息哉
以て事を行ふ故にこれを消息
宣下といふ職事の勅を奉らぬ
書一宣ハ内記局と外記局に
まらぬゆゑは職事より案を
うけらぬ其人はつらとこれ残
口宣案といふ

叙位口宣案

上卿中納言 慶安一年十二月一日 宣旨

藤原一

宜叙從五位下

蔵入右中辨藤原一奉

任官口宣案

上卿中納言

慶安一年十二月一日 宣旨

從五位下藤原一

宜任攝津守

蔵入右中辨藤原一奉

あはれ案文なる故に其時下知あり
し上卿の称号官を肩書にあり
なりをへく初官位よりいへば
位を叙せしめ其上より官を任せら
るなりゆゑに叙位の口宣あり
藤原一一人の姓名のを考へ
任官の口宣あり從五位下藤原一一人
と位を姓名をとありこれより
位を叙するを候なり

位記

藤原一一人

右可從五位下

中務云々

可依前件

主者施行

慶安一年一月一日

無品中務卿一一人親王宣

正四位下行中務大輔源朝臣一一人奉
中務少輔從五位上臣藤原朝臣一行

正二位行權大納言臣

已上大納言
十人連署

正三位行權中納言臣

已上中納言
九人連署

權中納言從三位臣一一人等言

制書如右請奉

制附外施行謹言

慶安一年一月一日

制可

月日辰時五位行外記兼掃部頭造酒部中源朝臣

關白從一位朝臣

太政大臣 闕

從一位行左大臣朝臣

右大臣正二位朝臣

内大臣正二位左近衛大将朝臣

二品行兵部卿——親王

兵部大輔闕

正四位上行右大辨——

告從五位下藤原——奉

制書如右符到奉行

兵部少輔從五位下——

大錄

少錄

少錄

慶安二年一月一日

位記ハ上卿勅を奉りて内記ニ命
しつ作らむ内記ハ中務省の書
記ナして儒門の文筆ニ堪ふる
人これ任を詔勅宣命位記等を
草案一奉行する職あり中務を
人君の禮義を賛導する重職

なるとハ卿ハ親主の官なり詔勅
宣命位記等の事とて此省の
奉行する所なり故ニ位記のそ
り中務の二字の所ハハあり
この二字を中務にけり
詞をそへてよむるなり
其下の詞ハ文官武官より
定文ありまゝ新作の文あり
る叙位する人の功を賞して
寵章を授け給ふとのみ勅を
内記の記せる文ありその結文ハ
主者施行とあるを此勅を施行
一人はあらむや仰付らる
意なりとて上卿奏聞し
給へハ齎覽あり年月の下に
其當日を聖翰めく書入とて
給ふこれ聞し召するは
なりあるを御書といふもの

御書あるものを中務省よそ
免々案と別一一通を寫し
年号の奥に中務卿及び大輔少
輔おのゝ連署して宣奉行の
字を書加ふこれ中務省の勅哉
奉行する事とありしあり
されこれを太政官に送れ太政
官の書記たる大外記當官の大中
納言の位署をある諸卿各連
署して末の中納言の名の下に
於て等言制書如右請奉制附
外施行謹言とありし中務省
より傳る勅を奉り外朝に施
し行ひし人々あるありしを
あつひ請へる詞なりし年
月日をある上卿これを覆
奏し給へと敬覽ありし年号は
左の上よ可の字を聖翰と書て

返し給ふこの可の字は聖翰ある
ものを太政官にやると案と
なり更に一通をうりこれを以て
施行しあるありし大外記の
あつひ掌る記を所なれと
大外記の位署をあるせしありし
叙位の人文官なれ式部省武官
あるは兵部省の卿已下連署して
其人は勅を告るなりしを其
文に告り從五位下藤原一奉制
書如右符到奉行といふ叙位の
勅の旨中務省より傳へて太政官の
施行する通とありし符到ら叙
する位の事を奉り行へとなり
符は太政官符なり式部省を文
官の名帳選叙位記等の事を掌
る兵部省は武官の選叙を掌る
故に連署を二省の木丞少丞大録

大徳寺に在りて
 小冊子に記す
 阿小谷の事
 十一冊に記す
 阿小谷の事

